

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条・第十一条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条 第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十三条の四 第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条）</p> <p>第一章の二 一の願書で特許出願をすることができる発明（第二十一条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条・第四条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条 第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十三条の四 第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章の二 一の願書で特許出願をすることができる発明</p> <p>第二条 特許法第三十七条第五号の政令で定める関係を有する発明は、同条に規定する特定発明に対し同条第一号又は第二号に掲げる関係を有する発明が請求項に記載される場合において、その請求項に記載される発明に対し同条第三号又は第四号に規定する関係を有する発明とする。</p>

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第二条関係）

改正案		現行	
（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。			
一〇	（略）	一〇	（略）
納付しなければならない者	金額	納付しなければならない者	金額
		十一 特許異議の申立てをする者 一件につき八千七百円に一請求項につき千円を加えた額	
		十二 特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者 一件につき三千三百円	
十一	（略）	十三	（略）
十二	（略）	十四	（略）
十三	（略）	十五	（略）
明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者（その訂正の請求をすることにより、特許法第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）		明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	

十四	<p>審判又は再審への参加を申請する者</p> <p>イ 特許法第四百四十八条第一項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 特許法第四百四十八条第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
2	<p>（実用新案法関係手数料） 第二条（略）</p> <p>实用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料</p> <p>二 同表第十二号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者 イ・ロ（略）</p>	<p>3 特許法第九十五条第六項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第七号まで及び第十三号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一 同表第十一号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者 イ 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者 ロ 特許無効審判の確定審決に対する再審を請求する者 ハ 訂正審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者</p>

十六	<p>審判又は再審への参加を申請する者</p> <p>イ 特許法第四百四十八条第一項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 特許法第四百四十八条第三項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第七十四条第一項において準用する同法第一百八条第一項の規定により参加を申請する者</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
2	<p>（実用新案法関係手数料） 第二条（略）</p> <p>实用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料</p> <p>二 同表第十四号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者 イ・ロ（略）</p>	<p>3 特許法第九十五条第六項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第七号まで及び第十五号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一 同表第十三号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者 イ 特許法第二百一十一条の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者 ロ 特許法第二百二十三条第一項の規定による審判の確定審決に対する再審を請求する者 ハ 特許法第二百二十六条第一項の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者 ニ 確定した取消決定に対する再審を請求する者</p>

の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
十	審査又は再審への参加を申請する者 イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百四十八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第二項）の規定により参加を含む者 ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百四十八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第二項）の規定により参加を含む者	(略) (略)

3 実用新案法第五十四条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号までの中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

(意匠法関係手数料)

の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
十	審査又は再審への参加を申請する者 イ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百四十八条第一項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第三項）の規定により参加を含む者 ロ 実用新案法第四十一条において準用する特許法第四百四十八条第三項（実用新案法第四十五条第一項において準用する特許法第七十四条第三項）の規定により参加を含む者	(略) (略)

3 実用新案法第五十四条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号までの中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち同法第三十七条第一項の規定による審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

(意匠法関係手数料)

第三条 (略)

2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額	一〇六 (略)
		七
審判又は再審への参加を申請する者		イ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第一項(意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者 ロ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第三項(意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者
		(略)

3 意匠法第六十七条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 二 補正却下決定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者

第三条 (略)

2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額	一〇六 (略)
		七
審判又は再審への参加を申請する者		イ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第一項(意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者 ロ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第三項(意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者
		(略)

3 意匠法第六十七条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

- 一 意匠法第四十六条第一項の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者
- 二 意匠法第四十七条第一項の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者

		<p>三 意匠登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者 (商標法関係手数料) 第四条 (略)</p> <p>2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
		納付しなければならない者	金額
八	<p>一七 (略)</p> <p>審判又は再審への参加を申請する者</p> <p>イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第一項(商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第二項)において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第三項(商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第二項)において準用する場合を含む。)又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第一項の規定により参加を申請する者</p>	(略)	(略)

		<p>三 意匠法第四十八条第一項の規定による審判の確定審決に対する再審を請求する者 (商標法関係手数料) 第四条 (略)</p> <p>2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
		納付しなければならない者	金額
八	<p>一七 (略)</p> <p>審判又は再審への参加を申請する者</p> <p>イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第一項(商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第三項(商標法第六十一条において準用する特許法第七十四条第三項)において準用する場合を含む。)又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第一項の規定により参加を申請する者</p>	(略)	(略)

九（略）

3（略）

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）
第五条（略）

2| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の政令で定める場合は、同項第二号に掲げる者が同法第十二条第一項第一号に掲げる事項（発行の日から一年以内の特許掲載公報（特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報をいう。）に掲載された特許に係るものに限る。）の閲覧を請求する場合とする。

3|（略）

附則

1・2（略）

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千円」とあるのは「七万七千三百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」と、「一万六千九百円に一請求項につき四百円」とあるのは「一万五千五百円に一発明につき千八百円」と、「六万七千四百円に一請求項につき千六百円」とあるのは「六万八千八百円に一発明につき七千二百円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

九（略）

3（略）

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）
第五条（略）

2|（略）

附則

1・2（略）

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千円」とあるのは「七万七千三百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」と、「一万六千九百円に一請求項につき四百円」とあるのは「一万五千五百円に一発明につき千八百円」と、「六万七千四百円に一請求項につき千六百円」とあるのは「六万八千八百円に一発明につき七千二百円」と、同表第十一号中「八千七百円に一請求項につき千円」とあるのは「五千円に一発明につき五千円」と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」と、同表第十五号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（登録事項）</p> <p>第一条 特許に関する登録は、特許法第二十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。</p> <p>一 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の確定審決</p> <p>二 再審の確定審決</p> <p>（予告登録）</p> <p>第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の請求があつたとき。</p> <p>五（略）</p> <p>（特許原簿の範囲）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第一条 特許に関する登録は、特許法第二十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。</p> <p>一 特許異議の申立てについての確定した決定</p> <p>二 特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項の審判の確定審決</p> <p>三 再審の確定した決定又は確定審決</p> <p>（予告登録）</p> <p>第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 特許異議の申立てがあつたとき。</p> <p>五 特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項の審判の請求があつたとき。</p> <p>六（略）</p> <p>（特許原簿の範囲）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条各号に掲げる事項について、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿にその決定又は審決の要旨の登録をしたときは、その原本（特例法の規定により決定又は審決の内容が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあつては、当該ファイルの記録）は、次条第一項の規定の適用を除き、特許登録原簿又は特許関係拒絶審決再審請求原簿の一部とみなす。</p>

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなればならない。

一 (略)

二 審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三 五 (略)

六 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判の確定審決

七 再審の確定審決

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)

若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号若しくは第五号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならぬ。

(予告登録の抹消)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)

若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。

第三条第四号又は第五号に掲げる請求について、請求書を却下した決

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなればならない。

一 (略)

二 特許異議の申立てについての決定、審判又は再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正

三 五 (略)

六 特許異議の申立てについての確定した決定

七 特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項の審判の確定審決

八 再審の確定した決定又は確定審決

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)

若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、特許異議の申立てがあつたとき、又は第三条第五号若しくは第六号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならぬ。

(予告登録の抹消)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)

若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。

特許異議の申立て又は第三条第五号若しくは第六号に掲げる請求につ

4
(略)

定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときも、同様とする。

4
(略)

いて、特許異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは特許を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときも、同様とする。

実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用） 第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは、「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは、「実用新案登録無効審判」と読み替えるものとする。</p>	<p>（特許登録令の準用） 第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは、「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第五号中「特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十六条第一項の審判」とあるのは、「審判」と読み替えるものとする。</p>

意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（登録事項）</p> <p>第一条 意匠に関する登録は、意匠法第六十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。</p> <p>一 意匠登録無効審判の確定審決</p> <p>二 （略）</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは、「意匠法第六十条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは、「意匠登録無効審判」と読み替えるものとする。</p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 意匠登録無効審判の確定審決</p> <p>五 （略）</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第五十三条まで、第五十四条（第二項を除く。）並びに第五十五条から第七十条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第一条 意匠に関する登録は、意匠法第六十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についてする。</p> <p>一 意匠法第四十八条第一項の審判の確定審決</p> <p>二 （略）</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは、「意匠法第六十条第一項」と、同条第五号中「特許法第二百二十三条第一項、第二百二十五条の第二項又は第二百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十八条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 意匠法第四十八条第一項の審判の確定審決</p> <p>五 （略）</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第五十三条まで、第五十四条（第二項を除く。）並びに第五十五条から第七十条まで（登録の手續）の規定は、意匠に関する登録の手續に</p>

準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三十三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三十三条第二号、第四号」と、同令第三十三條第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第四十三條中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、特許異議の申立てがあつたとき、又は第三十三条第五号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三十三条第二号、第五号」と、同令第三十三條第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第四十三條中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（予告登録）

第一条の二 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 登録又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下この号において「登録等」という。）の原因の無効又は取消しによる登録等の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録等の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

二 登録異議の申立てがあつたとき。

- 三 商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十二条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは附則第十四条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十七条第一項の審判の請求があつたとき。

四 再審の請求があつたとき。

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条及び第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは、「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と読み替えるものとする。

（特許登録令の準用）

第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条、第三条第一号及び第四号から第六号まで並びに第四条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第三条第一号中「登録」とあるのは「登録又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録」と、同令第五号中「特許法第二百二十三条第一項、第二百五条の二第一項又は第二百六条第一項」とあるのは「商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二（同法第六十八

(予告登録の嘱託)

第九条の二 裁判所は、第一条の二第一号に掲げる訴えの提起があつたときは、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(職権による予告登録)

第九条の三 特許庁長官は、登録異議の申立てがあつたとき、又は第一条の二第三号若しくは第四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならぬ。

第九条の四 (略)

(予告登録の抹消)

第九条の五 第一審裁判所は、第一条の二第一号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2 特許庁長官は、登録異議の申立て又は第一条の二第三号若しくは第四号に掲げる請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは商標登録を維持すべき旨の決定若しくは請求を却下し、若しくは商標登録を維持したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければ

条第四項において準用する場合を含む。)若しくは附則第十四条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)(又は平成八年改正法附則第十七条第一項)と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と読み替えるものとする。

第九条の二 (略)

ばならない。

(特許登録令の準用)

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十九条まで(登録の手続)の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは、「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号」とあるのは、「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の第二項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは、「六 登録の目的」

七 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の移転
八 商標法第二十四条の二第一項の規定による移転

分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定登録を申請するときは、その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、同令第三十条の二第二

号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同令イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは、「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項(商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七十七条第一項の規

(特許登録令の準用)

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十五条から第六十九条まで(登録の手続)の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは、「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号」とあるのは、「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは、「六 登録の目的」

七 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、同令第三十条の二第二号中「若しくは世界貿易

機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同令イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは、「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項(商標法第三十条第四

定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の第二項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八條第一項第三号中「特許番号」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十条第一項中「申請するときは、この限りでない」とあるのは「申請するとき及び国際登録に基づく商標権について信託の登録を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十一条第一項中「申請しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、同令第六十二条第一項中「抹消を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と読み替えるものとする。

項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七十条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。）又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の第二項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八條第一項第三号中「特許番号」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十条第一項中「申請するときは、この限りでない」とあるのは「申請するとき及び国際登録に基づく商標権について信託の登録を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十一条第一項中「申請しなければならぬ」とあるのは「申請しなければならぬ」と、同令第六十二条第一項中「抹消を申請するときは、この限りでない」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利（国際登録に基づく商標権を除く。）の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（国際予備審査の請求に係る手続の補完及び手続の補正）</p> <p>第一条 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「法」という。）第十四条の経済産業省令で定める事由のうち当該請求に係る国際出願の特定に関する事由として経済産業省令で定めるものがあるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。この場合において、手続の補完をすべきことを命じられた者がその期間内に手続の補完をしたときは、当該国際予備審査の請求は、手続の補完に係る書面の到達の日にされたものとみなす。</p> <p>2 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、法第十四条に規定する事由のうち前項に規定するもの以外のものであるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定により手続の補完又は手続の補正をすべきことを命じられた者が前二項に規定する期間内に手続の補完又は手続の補正をしなかつたときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかつたものとみなす。</p>	<p>（国際予備審査の請求に係る手続の補完及び手続の補正）</p> <p>第一条 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、次の各号の一に該当する事由があるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。</p> <p>一 選択国の記載がないこと。</p> <p>二 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「法」という。）第十四条の経済産業省令で定める事由のうち次のいずれかに該当するものがあること。</p> <p>イ 当該請求に係る国際出願の特定に関する事由として経済産業省令で定めるもの</p> <p>ロ 選択国に関する事由</p> <p>2 特許庁長官は、国際予備審査の請求につき、法第十四条に規定する事由のうち前項各号に掲げるもの以外のものであるときは、経済産業省令で定める期間内に書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。</p> <p>3 前二項の規定により手続の補完又は手続の補正をすべきことを命じられた者が前二項に規定する期間内に手続の補完又は手続の補正をしなかつたときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかつたものとみなす。ただし、当該国際予備審査の請</p>

(手数料)

第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき十
一万円

二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者 一件につき一万三千元

三 (略)

四 国際予備審査の請求をする者 一件につき三万六千元

2 法第八条第四項の政令で定める金額は、七万八千元に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

3 法第十二条第三項の政令で定める金額は、二万千円に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

4 (略)

求が二以上の出願人によつて行われた場合において、当該手続の補完又は当該手続の補正の事由が出願人又はその代理人に関するものとして経済産業省令で定める事由のみであるときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合において、同項の経済産業省令で定める事由がある出願人又はその代理人に係る選択国(他の出願人が当該選択国と同一の選択国を記載している場合にあっては、その選択国を含む。)の記載は、初めからなかつたものとみなす。

5 前項の場合において、選択国の記載がないこととなつたときは、その国際予備審査の請求は、初めからなかつたものとみなす。

(手数料)

第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき九
万円

二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者 一件につき一万八千元

三 (略)

四 国際予備審査の請求をする者 一件につき二万八千元

2 法第八条第四項の政令で定める金額は、六万三千元に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

3 法第十二条第三項の政令で定める金額は、一万八千元に国際予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

4 (略)

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成五年政令第三百三十二号）（第八条関係）

改 正 案

現

行

（特許法に係る経過措置）

第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年法」という。）の施行後に請求される明細書又は図面の訂正が特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。）の施行前にした特許出願に係るものである場合における特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十五条第二項の規定の適用については、同法別表第十三号中「四万九千五百円に請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（特許法に係る経過措置）

第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行後に請求される明細書又は図面の訂正が特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。）の施行前にした特許出願に係るものである場合における改正法第一条の規定による改正後の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十五条第二項の規定の適用については、同法別表第十二号中「四万九千五百円に請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

（実用新案法に係る経過措置）

第二条 平成十五年法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法第三十条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号。以下「旧実用新案法」という。）の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（実用新案法に係る経過措置）

第二条 改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号。以下「旧実用新案法」という。）の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条 第三項	第一項第一号	第一項ただし書第一号
第四十条見出し	（訂正の無効の審判）	（答弁書の提出等）

第五十三條		第四十五條
準用する。		準用する。
準用する。この場合に		準用する。この場合において、同法第七十四條第四項中「第六十四條、第六十五條」とあるのは、「第六十四條第一項」と読み替えるものとする。

第五十三條	第五十條の二	第四十八條の十二第三項	第四十八條の十二第二項	第四十五條
準用する。	第三十七條第二項（第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第四項	第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）の規定は、第一項の審判に準用する。	第三十九條第四項	準用する。
準用する。この場合に	第三十七條第二項（第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第四項（第四十條第五項において準用する場合を含む。）	第三十七條第一項後段、第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の十五第四項の規定は、第一項の審判に準用する。	第三十九條第一項及び第四項	準用する。この場合において、同法第七十四條第四項中「第六十四條、第六十五條」とあるのは、「第六十四條第一項」と読み替えるものとする。

第二項

において、同項第六号中「確定審決」とあるのは、「確定審決（実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」と読み替えるものとする。

第三条

平成十五年法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正が昭和六十二年法の施行前にした実用新案登録出願に係るもので

第二項

において、同項第六号中「確定審決」とあるのは、「確定審決（実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」と読み替えるものとする。

第三条

改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合における改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「実用新案権者は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「実用新案権者は」とする。

2| 改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第四十条第二項の規定は、適用しない。

3| 改正法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正が昭和六十二年法の施行前にした実用新案登録出願に係るものである場

ある場合における平成五年法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第五十四條第二項の規定の適用については、旧実用新案法別表第九号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額」とあるのは、「五万五千円」とする。

合における改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる旧実用新案法第五十四條第二項の規定の適用については、旧実用新案法別表第九号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額」とあるのは、「五万五千円」とする。

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）（第九条関係）

改正案	現行
<p>附則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者」とあるのは「登録異議の申立てをする者」と、同表第九号中「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をする）により、実用新案法第四十条の三第四項の規定に基づき同法第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案登録令第一条第一号及び第二条中「、第四十条第一項又は」とあるのは「又は」と、第六条第二号中「審判若しくは再審による明細書若しくは図面の訂正若しくはその無効又は再審による訂正の回復」とあるのは「審判又は再審による明細書又は図面の訂正」と、同条第五号中「、第四十条第一項又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>附則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者」とあるのは「登録異議の申立てをする者」と、同表第九号中「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案登録令第一条第一号及び第二条中「、第四十条第一項又は」とあるのは「又は」と、第六条第二号中「審判若しくは再審による明細書若しくは図面の訂正若しくはその無効又は再審による訂正の回復」とあるのは「登録異議の申立てについての決定、審判又は再審による明細書又は図面の訂正」と、同条第五号中「、第四十条第一項又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第一項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号）附則第九条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百三十三条の規定による登録異議の申立てに係る登録については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案登録令の規定</p>

のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一条第 一号、第 六条第五 号</p>	<p>实用新案法第三十七 条第一項、第三十九 条第一項、第四十 条第一項又は</p>	<p>登録異議の申立てについて の確定した決定又は实用新 案法第三十七條第一項、第 三十九條第一項、第四十條 第一項若しくは</p>
<p>第一条第 二号、第 六条第六 号</p>	<p>確定審決</p>	<p>確定した決定又は確定審決</p>
<p>第二条</p>	<p>实用新案法第三十七 条第一項、第三十九 条第一項、第四十 条第一項又は</p>	<p>登録異議の申立て又は实用 新案法第三十七條第一項、 第三十九條第一項、第四十 條第一項若しくは</p>
<p>第三条第 三項</p>	<p>審決の原本 その審決</p>	<p>登録異議の申立てについて の決定、審判の審決又は再 審の決定若しくは審決の原 本 その決定又は審決</p>
<p>第七条</p>	<p>審決の内容 と読み替える</p>	<p>決定又は審決の内容 と、「請求について、請求 書を却下した決定が確定し たとき、請求を却下し若し くは請求を理由がないとし</p>

た審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたとき」とあるのは「申立て又は請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは実用新案登録を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたとき」と読み替える

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成七年政令第二百五号）（第十条関係）

改 正 案

現

行

（登録異議の申立て等に係る手数料）
 第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第四項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一 登録異議の申立てをする者	一件につき四千三百円に請求項につき五百円を加えた額（特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）
二 登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき千七百円

（改正法附則第九条第七項の規定に基づく経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本を送達がされていないものについての次の表の上欄に掲げる平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第百二

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本を送達がされていないものについての次の表の上欄に掲げる平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用

新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条 の三第一 項	出願公告	実用新案権の設定の登録
第十三条 の三第二 項及び第 四項	当該実用新案登録出 願の出願公告	
第十三条 の三第四 項	第十二条第三項及び 第四項並びに第二十 八条、特許法第五十 二条の二及び第五百 二条（訴訟手続の中止 及び書類の提出）	第二十八条、特許法第五百 二条、特許法等の一部を改正 する法律（平成十五年法律 第四十七号）第一条の規定 による改正後の特許法（以 下「平成十五年改正特許法 」という。）第六十五条第

十三号。以下「旧実用新案法」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条 の三第一 項	出願公告 、出願公告決定後の 補正及び	第六十四条 及び出願公告決定後の補正 （並びに特許法等の一部を 改正する法律（平成六年法 律第百十六号。以下「改正 法」という。）第二条の規 定による改正後の特許法（ 以下「改正特許法」という 。）第五十四条）
第十三条 の三第二 項及び第 四項	当該実用新案登録出 願の出願公告	実用新案権の設定の登録
第十三条 の三第四 項	第十二条第三項及び 第四項並びに第二十 八条、特許法第五十 二条の二及び第五百 二条（訴訟手続の中止 及び書類の提出）	第二十八条、特許法第五百 二条、改正特許法第六十五条 第四項

第十四条 第三項		当該実用新案登録出願ノ出願公告	四項
	前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならぬ	実用新案権ノ設定ノ登録	
	平成十五年改正特許法第六十六条第三項及び第四項の規定は、前項の登録があつた場合に準用する		

第十四条 第三項		当該実用新案登録出願ノ出願公告	
第三十四 条	、 第一百条	実用新案権ノ設定ノ登録	
平成五年 改正法附 則第四条 第二項に おいて読 み替えら れた第三 十九条第 一 項	第三十七条第一項	特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成十年改正特許法」という。）第六十六条第三項から第六項までの規定は、前項の登録があつた場合に準用する	及び第一百条
第三十九 条第四項	第三十七条第一項	実用新案登録が改正法附則第九条第二項において準用	改正特許法第一百一条第一項
			改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第一百三十三条の規定による登録異議の申立て又は第三十七 七条第一項

<p>第四十一 条</p>	<p>第三百三十条から第百 七十条まで</p>	<p>第三百三十条から第百五十八 条まで、第百五十九条第一 項及び第二項、第百六十条 から第百六十一条の二まで 、第百六十一条の三第一項 及び第二項並びに第百六十 一条の四から第百七十条ま で並びに特許法等の一部を 改正する法律（平成六年法 律第百十六号）第二条の規 定による改正後の特許法（ 以下「平成六年改正特許法 」という。）第百五十九条 第三項及び第百六十三条第 三項</p>
-------------------	-----------------------------	--

<p>第四十七 条第二項</p>	<p>特許法第百七十八条 第二項</p>	<p>改正特許法第百七十八条第 二項</p>	<p>第四十七 条第一項</p>	<p>審決 審判又は</p>	<p>登録異議申立書又は審判若 しくは 取消決定若しくは審決</p>	<p>第四十一 条</p>	<p>第三百三十条から第百 七十条まで</p>	<p>第三百三十条、第百三十二 条から第百五十八条まで、第 百五十九条第一項及び第二 項、第百六十条から第百六 十一条の二まで、第百六十 一条の三第一項及び第二項 、第百六十一条の四から第 百六十七条まで、第百六十 九条並びに第百七十条並び に改正特許法第百五十九条 第三項、第百六十三条第三 項及び第百六十八条並びに 平成十年改正特許法第百三 十一条</p>	<p>第四十一 条</p>	<p>第三百三十条から第百 七十条まで</p>	<p>する改正特許法第百十四条 第二項の取消決定（以下単 に「取消決定」という。） により取り消され、又は第 三十七条第一項</p>		
<p>第百七十九 条</p>	<p>特許法第百七十九 条</p>	<p>特許法第百七十九 条</p>	<p>第四十七 条第二項</p>	<p>審判又は</p>	<p>登録異議申立書又は審判若 しくは</p>	<p>特許法第百七十九 条</p>	<p>第四十七 条第二項</p>	<p>特許法第百七十八 条第二項</p>	<p>改正特許法第百七十八 条第二項</p>	<p>特許法第百七十九 条</p>	<p>第四十七 条第二項</p>	<p>特許法第百七十八 条第二項</p>	<p>取消決定若しくは審決</p>

第四十八 条の八第 一項	出願公告	第十四条第三項において準 用する平成十五年改正特許 法第六十六条第三項の規定 により同項各号に掲げる事 項を掲載した実用新案公報 の発行
第四十八 条の十三 第二項	特許法第八十四条 の十	平成六年改正特許法第八 十四条の十
第五十 条の二	第十二条第三項（第 十三条の三第四項に おいて準用する場合 を含む。）	第十三条の三第四項におい て準用する平成十五年改正 特許法第六十五条第四項

第四十八 条の八第 一項	出願公告	第十四条第三項において準 用する改正特許法第六十六 条第三項の規定により同項 各号に掲げる事項を掲載し た実用新案公報の発行
第四十八 条の十三 第二項	特許法第八十四 条の十	改正特許法第八十四条の 十
五十 条第一 項	審決	決定若しくは審決
第五十 条の二	第十二条第三項（第 十三条の三第四項に おいて準用する場合 を含む。）	第十三条の三第四項におい て準用する改正特許法第六 十五条第四項
特許法第一百一 十一条第一 項第二号	改正特許法第一百一 十一条第一 項第二号	
若しくは特許法第八 十条第一項第二号、 第四号若しくは第五 号	、特許法第八十条第一項第 二号、第四号若しくは第五 号若しくは改正法附則第九 条第二項において準用する 改正特許法第十四条第三 項（改正法附則第九条第五 項において準用する改正特 許法第七十四条第一項に おいて準用する場合を含む 。）	

第五十三 条第二項	特許法第九十三 条第二項	平成十五年改正特許法第百 九十三條第二項
--------------	-----------------	-------------------------

第五十三 条第二項	特許法第九十三 条第二項	改正特許法第九十三條第 二項
第五十五 条第二項	第六條から第二十四 条まで	第六條及び第八條から第二 十二條まで並びに改正特許 法第七條、第二十三條、第 二十四條
平成五年 改正法附 則第四條 第二項に おいて読 み替えら れた第五 十五條第 二項	實用新案法第三十七 條第一項	改正法附則第九條第二項に おいて準用する改正特許法 第九十三條の規定による登 録異議の申立てについての 審理において改正特許法第 百二十條の四第一項の規定 により指定された期間が経 過した後（同條第三項にお いて準用する改正特許法第 百六十五條の規定により期 間が指定された場合にあつ ては、当該期間が経過した 後）、實用新案法第三十七 條第一項
第五十五 條第六項	特許法第九十五條 の三	改正特許法第九十五條の 四
	審判若しくは	審判若しくは改正法附則第 九條第二項において準用す る改正特許法第二百十條の 四第二項若しくは

審決及び審判又は

取消決定又は審決及び登録
異議申立書又は審判若しくは

2 | 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令（平成十年政令第三百九十九号）の施行前に請求
された旧実用新案法第三十七条第一項の審判についての前項の
規定の適用については、同項の表第四十一条の項の下欄中「第
百三十条、第三百三十二条」とあるのは「第三百三十一条」と、
「第百六十八条並びに平成十年改正特許法第百三十一条」とあるの
は「第百六十八条」とする。

2 | 第三条 平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願であつ
て、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定
の謄本の送達がされていないものに係る実用新案登録について
の改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規
定による改正後の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号。以
下「新特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の
申立てについては、同条の規定にかかわらず、その実用新案登
録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願（平成
五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第十三条に
おいて準用する平成五年改正法第一条の規定による改正前の特
許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てをするこ
とができない理由により、又はその実用新案登録出願人が考案
者でない場合において、その考案について実用新案登録を受け
る権利を承継していないこと若しくは実用新案登録を受ける権
利を他の者と共有する者が当該他の者と共同でなく実用新案登
録出願をしたことを理由として拒絶の査定をしなければならない
ものを除く。次項において同じ。）に対してされたことを理
由としてしなければならない。

2 | 前項の場合においては、改正法附則第九条第二項において準

用する新特許法第百十四条第二項及び第四項の規定にかかわらず、実用新案登録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願に対してされたものと認めるときは同条第二項の決定を、実用新案登録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願に対してされたものと認めないときは同条第四項の決定をしなければならない。

(改正法附則第十四条の規定に基づく経過措置)

第四条 改正法の施行前にした特許出願であつて、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていらないものに係る特許についての新特許法第百十三条の規定による特許異議の申立てについては、同条の規定にかかわらず、その特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願(改正法第二条の規定による改正前の特許法第五十五条第一項の規定による特許異議の申立てをすることができない理由により、又はその特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないこと若しくは特許を受ける権利を他の者と共有する者が当該他の者と共同でなく特許出願をしたことを理由として拒絶の査定をしなければならないものを除く。次項において同じ。)に対してされたことを理由としてしなければならない。

2 前項の場合においては、新特許法第百十四条第二項及び第四項の規定にかかわらず、特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものと認めるときは同条第二項の決定を、特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものと認めないときは同条第四項の決定をしなければならない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 商標に関する登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書</p> <p>三十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等） 第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書</p> <p>三十一（略）</p> <p>2（略）</p>

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第十二条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（審判部の所掌事務） 第四百二十二条 審判部は、工業所有権に関する審判及び商標に関する登録異議に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（審判部の所掌事務） 第四百二十二条 審判部は、工業所有権に関する審判並びに特許異議及び商標に関する登録異議に関する事務をつかさどる。</p>

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（附則第三条関係）

改正案	現行
<p>第四条 法第十二条第八項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。</p> <p>第六条 法第十二条第十項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第十二条第八項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。</p>	<p>第四条 法第十二条第八項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第二項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。</p> <p>第六条 法第十二条第十項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第十二条第八項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第二項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。</p>